

## <一般委託>

### 有馬線大型仕切弁点検業務委託 仕様書

有馬線大型仕切弁点検業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、有馬線導水管または送水管に設置されている仕切弁の機能維持を図る事を目的として、点検を実施するものである。
2	履行期間	契約の日から令和元年9月13日
3	施行場所	海老名市中河内1767番地 ほか2か所
4	業務内容	有馬線導水管または送水管の仕切弁保守点検
5	特記事項	特記仕様書のとおり
6	関係法規	特記仕様書のとおり
7	資格要件	本業務の履行については、下記の資格を有すること。 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 清水課 有馬浄水場 宮林 勇一 電話番号 046-238-1915

#### <指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を実行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事業事務の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

# 有馬線大型仕切弁点検業務委託 特記仕様書

## 第1章 総 則

### (本仕様書の適用範囲)

第1条 本仕様書は、令和元年度に横須賀市上下水道局（以下、局という。）が発注する「有馬線大型仕切弁点検業務委託」（以下、本業務という。）に適用する。

### (業務の目的)

第2条 本業務は、有馬線導水管または送水管に設置されている仕切弁の機能維持を図る事を目的として、点検を実施するものである。

### (業務の範囲と責任等)

第3条 本業務においては、そのすべてを受託者の責任で施行すること。

2 仕様書に明記されていない事項であっても、業務上必要なものは局監督員と協議のうえ、その指示に従い施行しなければならない。

### (法令等の遵守)

第4条 受託者は、上下水道局契約規程の他、関連する法令等を遵守しなければならない。

### (秘密の保持)

第5条 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### (業務従事者)

第6条 受託者は、有能かつ経験豊富な総括責任者を配置し、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

2 受託者は、業務を適切に進捗させるため、十分な数の熟練した専門の業務従事者を配置しなければならない。

### (成果品の検査)

第7条 受託者は、成果品について社内検査後、局監督員の審査及び検査員の検査を受けなければならぬ。

2 成果品の審査及び検査において、修正を指示された場合は、直ちに修正しなければならない。

3 業務完了後においても、受託者の責に伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(疑義の解釈)

第8条 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、局と受託者の両者で協議の上、これを定める。

(打ち合わせ)

第9条 業務の実施にあたり、受託者は局監督員と密接に連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打ち合わせた内容は相互で確認しなければならない。

2 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者は必要に応じて打ち合わせを行うこととし、その結果を相互で確認しなければならない。

(業務計画書)

第10条 受託者は、業務計画書を作成し、局に提出しなければならない。

2 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は理由を明確にし、その都度局に変更業務計画書を提出しなければならない。

3 局が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

## 第2章 業務内容

(業務概要)

第11条 本業務は、有馬線導水管または送水管に設置されている仕切弁の点検をし、劣化状況の把握と適切な維持管理を行うことを目的として、点検を実施するものである。

(業務対象)

第12条 本業務における対象施設は以下に示すとおりである。

(1) 施行場所

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ・浄水場構内本管弁      | 海老名市中河内 1767  |
| ・渡内ポンプ所バイパス本管弁 | 藤沢市村岡東4丁目 7-2 |
| ・柏尾川本管弁        | 鎌倉市岡本 1319    |

(2) 対象施設

施設名称	管径	弁種	副弁	弁室	設置	前回の点検
浄水場構内本管弁	φ1000	バタ弁	無	RC造	H4	H27
渡内ポンプ所バイパス本管弁	φ1000	横型	φ200	RC造	S45	H27
柏尾川本管弁	φ1000	横型	φ200	RC造	S59.3	H27

#### (作業項目)

第 13 条 本業務における作業項目は以下に示すとおりである。

- (1) 弁室の軸体内部の水替及び清掃
- (2) 弁体等の清掃
- (3) 設置状況確認
- (4) 塗装等外観の状況確認
- (5) 漏水の有無確認
- (6) 弁の開閉状況確認
- (7) 開度計の状況確認
- (8) 「鋲出し表示」・「銘板」の確認
- (9) 減速器の清掃及びグリスアップ
- (10) グランドパッキン調整
- (11) 機能調査（弁の全閉全開動作は行わない）
- (12) 弁体外面の塗装
- (13) 鉄蓋のケレン及び塗装

※塗装は JWWA K 115 に定められているタールエポキシ樹脂塗装及び塗装方法で行うこと。

#### (安全管理)

第 14 条 作業を実施するにあたり、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努める

こと。

- (1) 作業箇所において安全面を考慮し、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- (2) 交通誘導員を配置した場合においては、配置写真を撮ること。

## 第 3 章 成果品

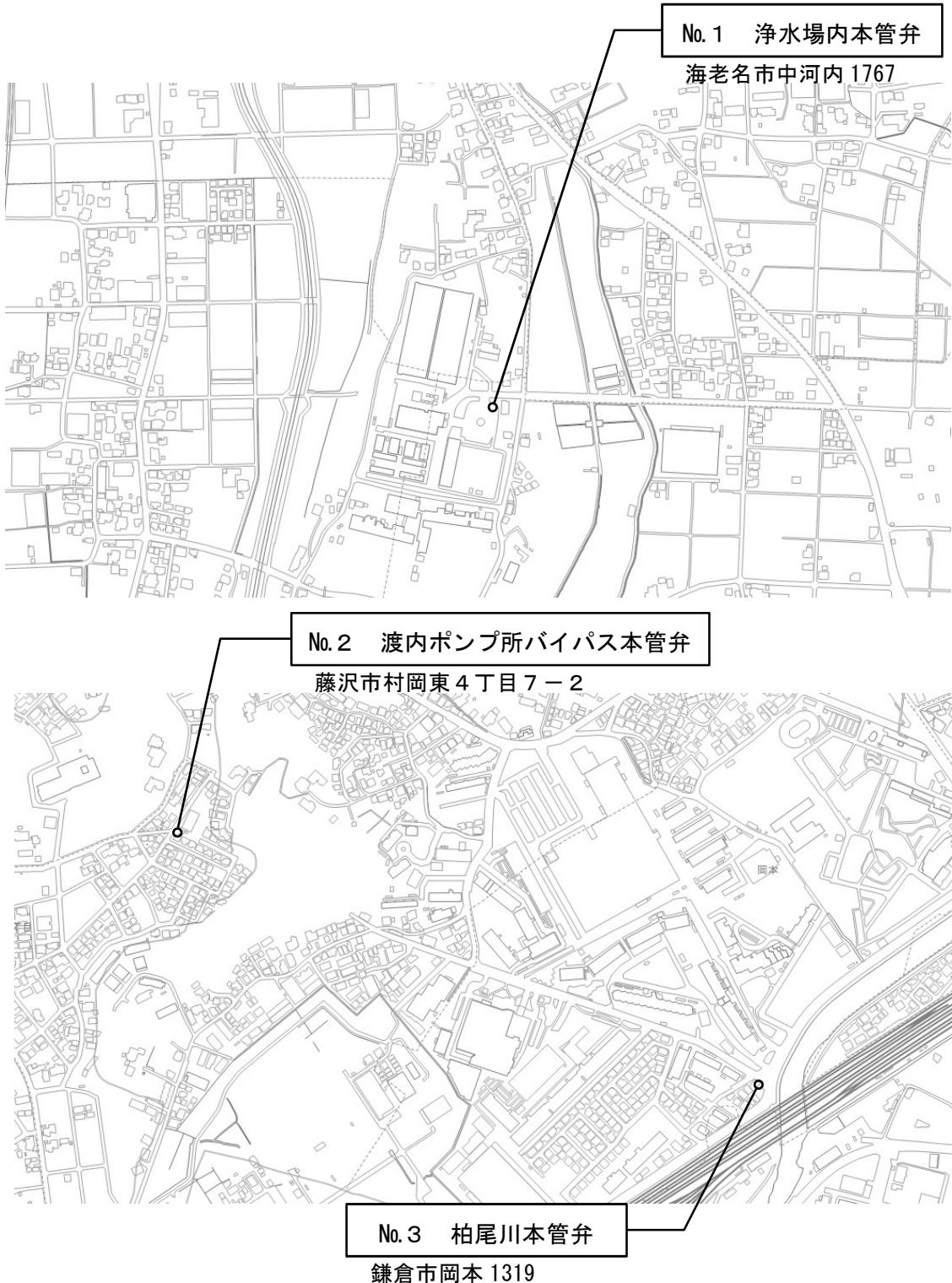
#### (成果品)

第 15 条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- |                                     |         |    |
|-------------------------------------|---------|----|
| (1) 報告書                             | (A4判)   | 2部 |
| (2) 報告書電子データ                        | (媒体はCD) | 1式 |
| (3) 交通誘導員の配置写真及び伝票の写し（交通誘導員を配置した場合） |         | 1式 |

以 上

## 位置図



※ この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。  
(承認番号 平28情使、第1003号)